

公告

公立陶生病院ホームページリニューアル業務委託に関する公募型プロポーザルについては次のとおりである。

令和元年9月18日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務委託名
公立陶生病院ホームページリニューアル業務委託
- (2) 業務場所
瀬戸市西追分町160番地内
- (3) 業務期間
業務委託契約締結の翌日から令和2年3月31日まで
- (4) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (5) 見積限度額（上限）
8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※ 上記金額には、1年間の保守費用を含むものとする。
※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることを留意すること。

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 基本事項
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 公告日前日において、平成30・31年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）に、業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中分類）「08：コンピュータサービス」、取扱内容（小分類）「03：Webページ作成」が登録されている者であること。
 - イ 公告日から業者選定までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要領第3条による指名停止措置を受けていない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (2) 同種業務の実績
平成26年4月1日から平成31年3月31日までに、200床以上の病院において、ホームページの作成業務又はリニューアル業務を受託した実績があるこ

と。

3 公募型プロポーザル参加資格の確認等

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書等」という。）を次のとおり持参により提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

なお、公募型プロポーザル参加資格の適否については、令和元年9月27日（金）に資格確認申請者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

(1) 資格確認申請書等の配布期間

令和元年9月18日（水）から令和元年9月25日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 資格確認申請書等の提出期間

令和元年9月18日（水）から令和元年9月25日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出場所

公立陶生病院 企画部経営課経営企画係

(6) その他

ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 企画提案書の提出方法等について

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公立陶生病院ホームページリニューアル業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付を受け、企画提案書を次のとおり持参により提出しなければならない。

(1) 実施要領の配布期間

令和元年9月18日（水）から令和元年9月25日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配布時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 配布場所

公立陶生病院 企画部経営課経営企画係

(4) 企画提案書の提出期間

令和元年9月30日（月）から令和元年10月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(5) 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (6) 提出部数
 正本1部 副本7部
- (7) 提出場所
 公立陶生病院 企画部経営課経営企画係
- (8) その他
 - ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。

5 公募型プロポーザル実施・業者選定に係る条件

- (1) 資格確認の結果、公募型プロポーザル参加資格を有する者が1社である場合又は公募型プロポーザルに参加する者が1社である場合においても、原則として公募型プロポーザルを執行するものとする。
- (2) 公募型プロポーザルを実施した結果、運営事業者に対応しい者がいないと認められた場合、参加した全社が不採用となる場合もある。

6 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、公立陶生病院組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止取扱要領に基づき、指名停止を行うことがある。
- (3) 問い合わせ先
 公立陶生病院 企画部経営課経営企画係
 瀬戸市西追分町160番地 電話 0561-82-1656（直通）